

社会福祉法人長野県共同募金会伊那市共同募金委員会共同募金助成要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、ボランティア団体や福祉団体の活動を財源面で支援することを目的に、社会福祉法人長野県共同募金会伊那市共同募金委員会（以下「本会」という）が行う助成の基準等について定めるものとする。
- 2 本会は、社会福祉法第117条の規定に従い、寄付者の意思を尊重して適正公平かつ社会福祉の増進に効果のあるように助成を行う。

(助成の対象団体)

- 第2条 共同募金の助成は、市内において社会福祉を目的とする事業を行う団体であって、次に掲げるものを対象とし、当該年度の申請事業の経費に対し、用途を指定して助成する。
- (1) 福祉団体
 - (2) ボランティアグループ（「伊那市ボランティア・地域活動応援センター」に登録し、活動実績のある団体とする。）
 - (3) 非営利団体
 - (4) その他、伊那市共同募金委員会が特に必要と認めた施設、団体及び事業等

(助成の対象事業)

- 第3条 助成の対象となる事業は次のとおりとする。
- (1) 地域福祉を目的とし、その向上に効果があると本会が認める事業
 - (2) 行政やその他の団体が行っていない先駆的・開発的な事業。ただし、地域住民の支持が得られる活動であること。

(助成対象外経費等)

- 第4条 助成の対象とならない経費等は次のとおりとする。
- (1) 申請事業以外の一般経常費
 - (2) 団体や会の運営そのものを目的とした事業（大会、総会、役員会、部会、委員会等）
 - (3) 他の団体などが開催する催し物や研修などの参加に係わる参加費、旅費、交通費等
 - (4) 上部組織及び類似組織等への会費、負担金類
 - (5) 他の事業者への事業委託金
 - (6) 構成団体のみをもって支出される支部や地域への助成金
 - (7) 対象事業に関わらない施設の改修、補修、設備、備品整備類
 - (8) 交流を目的としない飲食費
 - (9) 個人が所有する物品類等に係わる経費（車両燃料費、個人名義電話料、保険代など）
 - (10) インターネット料金（契約料、接続料など）
 - (11) 役員、事務局員に支払われる謝金類
 - (12) 適正な経費精算がなされないもの

(13) 借入金又は利息の補填

(14) その他、共同募金の助成金として適切ではないと判断した経費

(助成の限度額)

第5条 助成金は原則として前年度の募金実績を財源として当該年度に交付する。

2 団体への助成の限度額は、次のとおりとする。ただし、活動内容・活動計画により、本会が必要と認めた場合は、所要の額を上乗せすることができるものとする。

(1) 福祉団体	100,000円
(2) ボランティアグループ	50,000円
(3) 非営利団体	50,000円
(4) その他の施設・団体	50,000円

(助成申請)

第6条 助成を受けようとするものは、別に定める申請書等必要書類を定められた期限までに本会へ提出しなければならない。

(審査)

第7条 前条の助成申請があったときは、審査委員会において申請書に基づいて審議し、運営委員会において助成の可否について決定する。

2 次の各号に該当する事業に対しては助成を行わないものとする。

(1) 国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属すると見なされる事業

(2) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の相互共済を主たる目的とする事業等及び社会福祉的な性格の明らかでない事業

(3) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業

(4) 営利のために行っていると見なされる事業

(5) 国、地方公共団体、日本自転車振興会、小型自動車振興会、日本財団等の補助を受けた事業

(6) 介護保険事業又は障害者自立支援事業を行う事業所の本体事業

(7) 助成金以外の収入又は財源をもって実施することが妥当と認められる事業

(8) 経営上余裕のある団体が行う事業

(9) 助成による効果が期待できない事業

(10) 事業開始後満1年を経過しない団体が行う事業。ただし、本会が緊急と認めた場合はこの限りではない。

(11) 本年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする事業

(12) 過去において、助成の取消しを受けた団体が行う事業

(助成の決定)

第8条 被助成団体への助成決定は、助成金決定通知書を本会から通知するものとする。

(交付請求)

第9条 被助成団体は前項の通知を受け助成金を受けようとするときは、助成金請求書を本会長あてに提出する。

(助成金の交付)

第10条 本会は、前条による助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

(助成事業の変更)

第11条 助成決定後、団体が指定した事業について止むを得ない事情で変更したいときは、事前に変更申請書を提出して本会の許可を得なければならない。

(助成完了報告)

第12条 被助成団体は、助成事業完了後直ちに事業完了報告書等必要書類に支出を証明する書類を添付して、本会に提出しなければならない。

2 本会は必要があるときは、被助成団体に対して調査及び監査を行なわなければならない。なお、被助成団体は、これを拒むことはできない。

(被助成団体の義務)

第13条 被助成団体は、助成を受けて行う事業の内容と用途に関して、住民に周知するように努めなければならない。助成を受けて購入した物品には、赤い羽根共同募金のステッカーを貼り、配分を受けて行う事業には、配分を受けたことをパンフレット等に掲載するなどし、広報に努めなければならない。

2 被助成団体は、本会が行う募金活動に積極的に参加しなければならない。

(助成の取消し)

第14条 被助成団体が次の項目に該当するときは、助成決定を変更若しくは取り消し、助成金の全額又は一部を本会に返還することができる。

(1) 本会が定める日までに、必要書類を本会に提出しなかったとき

(2) 助成決定後事業を一部休止又は廃止したもの

(3) 助成金を指定された事業以外に使用したとき

(4) 事実と相違した助成申請又は用途報告を行ったとき

(5) その他本会及び長野県共同募金会の指示に従わず又は不当と認めた場合

(管理期間)

第 15 条 助成事業により取得した備品及び関係書類の管理期間は、助成事業の年度終了後 5 年間とし、期間中は当該備品及び関係書類を適切に管理しなければならない。

附 則

平成 19 年 4 月 1 日から施行してきた従前の社会福祉法人伊那市社会福祉協議会共同募金配分要綱を廃止し、この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 4 月 1 日から施行してきた従前の社会福祉法人伊那市社会福祉協議会共同募金配分要綱を廃止し、この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。